

厚生労働大臣の定める掲示事項

社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会
愛知県三河青い鳥医療療育センター
2026年3月1日 現在

当センターは厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

I 入院基本料について

当センターでは、(日勤、夜勤あわせて)入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護配置につきましては、各病棟の掲示板をご覧ください。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について

当センターでは、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

III 当センターは東海北陸厚生局長に下記の届出をおこなっております。

・障害者施設等入院基本料 10 対 1	・小児入院医療管理料 5 (注 2 の加算、養育支援加算)	・特殊疾患入院施設管理加算 (1B 病棟/2A 病棟/2B 病棟)
・診療録管理体制加算 3	・療養環境加算	・データ提出加算 1・3
・小児運動器疾患指導管理料	・遺伝学的検査	・遺伝カウンセリング加算
・先天性代謝異常症検査	・CT撮影及びMRI撮影	・脳血管疾患等リハビリテーション科(I)
・運動器リハビリテーション科(I)	・障害児(者)リハビリテーション科	・入院時食事療養費(I)
・外来・在宅ベースアップ評価料(I)	・入院ベースアップ評価料 50	・酸素購入価
・薬剤管理指導料	・初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準	・歯科外来診療医療安全対策加算 1
・歯科外来診療感染対策加算 1	・クラウン・ブリッジ維持管理料	・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

IV 入院時食事療養費について

当センターでは入院時食事療養/生活療養(I)の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食 18:00 以降)適温で提供しています。また予め定められた日に患者さんに対して提示するメニューからお好みの食事を選択できる選択メニューがあります。

V 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても無料で発行致します。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

VI 保険外負担に関する事項

	単位	円(税込)		単位	円(税込)
文書料		別紙参照	洗濯・乾燥代	1 日につき	210
診察券再発行料	1 回	100	医師面談料	30 分	5,500
レントゲン	CD1枚	1,100	付添い寝具	1 日につき	110
フィルムコピー代	DVD1枚	2,200	カルテ開示手数料	1 回につき	3,300
紙おむつ (サイズ、種類による)	1 枚	20~138	複写代	1 枚	30
			エンゼルケア		6,600
尿取りパット (サイズ、種類による)	1 枚	16~70	寝巻き(死亡時)		3,300
理髪代(カットのみ)	1 回	2,200			
(カット・カラー)	1 回	6,600			

健康保険法に基づく療養の給付と直接関係のない項目や、診断書・証明書等の文書料について、その使用料、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしています。なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められておりません。

各種予防接種については、スタッフにお尋ねいただくか、院内掲示をご確認ください。

Ⅶ 医療情報取得加算について

当センターはオンライン資格確認を行う体制を整えており、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

Ⅷ 一般名処方加算について

当センターでは、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。この為、保険薬局において銘柄によらず調剤し、柔軟な対応することができます。

Ⅸ 長期収載品にかかる選定療養費

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- ・特別の料金は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤量以外の費用(診療・調剤費用)はこれまでと変わりません。

X 特掲診療料の施設基準(手術)に係る院内掲示

当センターでは、下記のとおりの手術症例数があります。(期間:令和7年1月~令和7年12月)

診療料の施設基準に係る掲示(手術)

区分		件数	区分		件数			
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	3	ア	上顎骨形成術等	0	
	イ	黄斑下手術等	0		イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
	ウ	鼓室形成手術等	0		ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0		エ	母指化手術等	0	
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0		オ	内反足手術等(内反足手術)	1	
2	ア	靭帯断裂形成手術等 (観血的関節授動術)	4	4	カ	食道切除再建術等	0	
	イ	水頭症手術等	0		キ	同種死体腎移植術等	0	
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0			胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	0	
	エ	尿道形成手術等	0		その他	ア	人工関節置換術	0
	オ	角膜移植術	0			イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	カ	肝切除術等	0			ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0			エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを 含む。)及び対外循環を要する手術	0
				オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術 及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0		

XI 歯科点数表の初診料の注1に係る基準

当センターでは職員への研修、歯科医療機器などの患者ごとの交換、洗浄・滅菌の徹底など、院内感染防止のための対策を講じています。

XII 歯科外来診療医療安全対策加算(1)

当センターでは歯科外来診療に係る医療安全対策について、以下の通り取り組んでいます。

- ・安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・機器を有しています。
- ・自動体外式除細動器(AED)を設置しており、医療安全に配慮しています。
- ・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。
- ・緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。

緊急時連携病院: 当センター 医科診療科 電話番号: 0564-64-7980

x Ⅲ 歯科外来診療感染対策加算(1)

当センターでは歯科外来診療に係る院内感染防止対策について、以下の通り取り組んでいます。

- ・安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な感染対策を講じています。
- ・院内感染対策に関する指針を備えています。